



糸保第 212 号
令和 2 年 7 月 31 日

保護者の皆様へ

糸満市長 當銘 真栄



新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛要請について

日頃より教育・保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスが日本国内で再流行しており、沖縄県内においても多数の感染者が発生しております。令和 2 年 7 月 31 日付沖縄県緊急事態宣言が発令され新型コロナウイルス感染症警戒レベルが第 3 段階に引き上げられました。

保育施設は原則開園とし感染防止策を徹底しておりますが、感染拡大と園児の健康安全を考え、令和 2 年 8 月 1 日（土）から家庭での保育が可能であれば登園自粛のご協力をお願いいたします。なお、家庭での保育ができない園児については、通常通り保育を行います。ただし今後感染者や保健所が判定する濃厚接触者が発生した時は、休園などの緊急措置を取らせていただくこともあります。

登園自粛の期間については感染症の蔓延状況が改善するまで当面の間を予定しております。

○登園を自粛した場合の保育料の減免について
保育料の減免については後日お知らせいたします。

お問い合わせ先
糸満市役所 保育こども園課
TEL : 098-840-8131